

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第4号

平成22年7月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年7月14日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 長谷川 健一

1. 期 日 平成22年7月21日（水）午後2時30分開議

2. 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

3. 付議事件

（1）専決処分の承認を求めるについて

（2）高規格救急自動車の購入契約について

○平成22年7月21日

○現在議員12名で次のとおり

1番	藤	崎	良	次
2番	岡	村	芳	樹
3番	檀	谷	正	彦
4番	三	橋	秀	夫
5番	立	崎	金	治
6番	山	本	邦	男
7番	小	澤	定	明
8番	北	村	新	司
9番	福	田		守
10番	内	海	和	雄
11番	越	川	廣	司
12番	宮	野	孝	雄

平成22年7月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会

○議事日程

平成22年7月21日（水曜日）午後2時30分開議

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 議案の上程

議案第1号及び議案第2号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

日程第5 一般質問

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 議席の指定
4. 会議録署名議員の指名
5. 会期の決定
6. 議案第1号及び議案第2号の上程、説明
7. 議案第1号の質疑、討論、採決
8. 議案第2号の質疑、討論、採決
9. 一般質問
10. 閉 会

○出席議員（12名）

1番	藤	崎	良	次
2番	岡	村	芳	樹
3番	檀	谷	正	彦
4番	三	橋	秀	夫
5番	立	崎	金	治
6番	山	本	邦	男
7番	小	澤	定	明
8番	北	村	新	司
9番	福	田		守
10番	内	海	和	雄
11番	越	川	廣	司
12番	宮	野	孝	雄

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	長 谷 川	健	一
副 管 理 者	蕨	和	雄
副 管 理 者	小 坂 泰	久	
会 計 管 理 者	江 澤 弘	次	
消 防 長	鈴 木 義	信	
次 長	岡 田 文	夫	
消防本部参事兼 総務課長	今 井 定	男	
消防本部参事兼 企画課長	鈴 木 昭	三	
予 防 課 長	斎 藤 知	久	
查 察 調 査 課 長	滝 口 喜	代 松	
消防本部参事兼 警防課長	篠 田 啓	一	
通 信 指 令 課 長	豊 田 光	弘	
佐 倉 消 防 署 長	杉 原 芳		
志 津 消 防 署 長	麻 生 修		
八 街 消 防 署 長	岩 瀬 孝	行	

酒 消 防 夕 署 井 長 今 井 秀 夫

○議会事務局出席職員氏名

書 記 大 島 立 美
書 記 安 藤 純 一

◎開会及び開議の宣告

(午後 2時40分)

○議長（檀谷正彦君） ただいまの出席議員は12名であります。したがって、平成22年7月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎諸般の報告

○議長（檀谷正彦君） 日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

管理者より繰越明許費繰越計算書及び専決処分についての報告がありました。また、監査委員より例月出納検査結果報告書の提出がありました。

それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

◎議席の指定

○議長（檀谷正彦君） 日程第1、議席の指定を行います。

このたび佐倉市、八街市、酒々井町からそれぞれ選出されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定をいたします。

議席番号 4番 三橋秀夫君

議席番号 5番 立崎金治君

議席番号 9番 福田 守君

議席番号 12番 宮野孝雄君

以上のとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（檀谷正彦君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席番号8番、北村新司君、議席番号9番、福田守君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（檀谷正彦君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたします。

◎議案第 1 号及び議案第 2 号の上程、説明

○議長（檀谷正彦君）　日程第 4、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第 1 号及び議案第 2 号の 2 件を一括議題とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号及び議案第 2 号の 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者、長谷川健一君。

（管理者　長谷川健一君登壇）

○管理者（長谷川健一君）　本日ここに平成22年 7 月組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともご多忙にもかかわりませず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝を申し上げます。

また、このたび学識経験を有する組合議会議員の任期満了に伴い、酒々井町から新たに宮野孝雄議員が選出されましたことは、まことに感謝にたえないところであります。今後ともご指導を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

それでは、ただいまから本臨時議会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 1 号 専決処分の承認を求めるについてでございますが、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、急施を要するものと認め、平成22年 5 月 26 日付で専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第 2 号 高規格救急自動車の購入契約についてでございます。佐倉消防署臼井出張所に配置する高規格救急自動車について、3,120万6,000円をもって千葉トヨタ自動車株式会社と購入契約を締結いたそうとするものでございます。

以上、本臨時議会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては担当者から説明をさせますので、何とぞ慎重にご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わりります。よろしくお願いをいたします。

○議長（檀谷正彦君）　提案理由の細部の説明を求めます。

次長、岡田文夫君。

○次長（岡田文夫君）　次長の岡田文夫でございます。提案理由の細部説明をさせていただきます。

初めに、議案第1号 専決処分の承認を求ることについてでございますが、平成22年3月23日から印旛郡印旛村及び同郡本塙村が廃止され、その区域が印西市に編入されたことに伴い、千葉県市町村総合事務組合規約を改正するため、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、急施を要するものと認め、地方自治法第292条の規定により準用する、同法第179条第1項の規定により、平成22年5月26日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第2号 高規格救急自動車の購入契約についてでございますが、佐倉消防署臼井出張所に配置をする高規格救急自動車について、去る5月21日に当消防本部におきまして一般競争入札を実施いたしましたところ2者が参加をいたしまして、千葉市中央区登戸2丁目2番7号、千葉トヨタ自動車株式会社が落札をいたしましたので、同社代表取締役麻生茂と3,120万6,000円で購入契約を締結いたそうとするものでございます。なお、予定価格に対する契約金額の割合は97.0%でございます。

以上で提案理由の細部説明を終わりにさせていただきます。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（檀谷正彦君） 議案第1号 専決処分の承認を求ることについて質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 専決処分の承認を求ることについて採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（檀谷正彦君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（檀谷正彦君） 議案第2号 高規格救急自動車の購入契約について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

藤崎議員。

○1番（藤崎良次君） 議席1番の藤崎良次です。今回のこの購入に際して注意した点はどういう点

でしたか。

○議長（檀谷正彦君） 総務課長。

○総務課長（今井定男君） 総務課長の今井定男でございます。

今回の救急車に関しましては、積載品の中で高度救命処置用のトレーナーを積載するということと、隊員相互間で通話をする400メガの携帯無線機でございます、これを積載すること。あとは今年度から導入いたしました郵便による一般競争入札による入札と。以上の3点でございます。

○議長（檀谷正彦君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 高規格救急自動車の購入契約について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（檀谷正彦君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本議会に付議されました案件は終了いたしました。

◎一般質問

○議長（檀谷正彦君） 日程第5、一般質問を行います。

議席番号1番、藤崎良次君の質問を許します。

藤崎良次君。

（1番 藤崎良次君登壇）

○1番（藤崎良次君） 議席1番の藤崎良次です。一般質問をさせていただきます。

まず、第1番目についてですが、消防業務における組織体制について質問いたします。

1として、警防要員、救助隊員、救急隊員、予防要員の活動については、市民に対してどのように理解を求めているのかについて質問をいたします。現在の消防については皆さんよくご存じのように、第二次大戦後、1948年に警察法、そして消防組織法も施行され、警察から独立し、消防の概念が確立され、現在の消防は火災の消火のみではなく、地震等の災害による被害を軽減し、予防警戒を含む一連の作用とされ、福祉の増進に資するまでを目的としています。

消防の歴史を少し振り返ってみると、日本の消防の起源は江戸幕府が設置した火消し役というこ

とであり、1650年に組織化され、世界で最も古い消防組織の一つと言われており、明治維新まで続いたと聞いております。そして、1718年、江戸南町奉行大岡越前守は店（たな）火消し制度をつくり、町民を消防に従事させました。それは義務消防の消防ですが、非常にふなれな者が多いため死傷者が多かったそうです。そして、次の年の1719年、いのち47組の町火消しを創設しました。これが公設消防機関であり、いわゆる義勇消防の起源であり、消防団と同性格のものであると言われています。この町火消しは純然たる自治組織であり、経費は町が支出し、組員はすべて無報酬であり、自治消防の元祖となったということあります。次に、明治に入り、町火消しは1870年ですが、消防組という名称になったそうです。それから、戦中以後ですが、消防組は民間防空自治団体の防護団、これは陸軍の指導によりつくられたのですが、これと消防組が合併し、1939年に勅令により警防団となりました。そして、1947年にこれが消防団になりました。

佐倉市では1962年に消防団常備部ができ、1965年に消防本部が設立され、1972年にはこちらの消防組合本部ができ、現在に至っています。よって、1947年、つまり昭和22年から1965年、つまり40年までの18年間は消防団が消防任務そのものを行っていたそうです。

まとめてみると、江戸時代は町火消し、明治、大正時代は消防組、そして昭和年代に入って、14年が警防団、22年が消防団、37年が消防団常備部、これは佐倉市の場合ですが、そして40年、佐倉市消防本部になりました。47年、当消防組合本部となりました。このような歴史的背景の中で市民に対し、警防要員、それから救助隊員、救急隊員、予防要員の活動について、どのように理解を求めているのか、お聞きします。

次に、その2として、消防用機材、設備などについて質問をいたします。消防用機材、設備等の最近の動向について質問をいたします。消防ホース、それからノズル、消火用の薬液などについて、その技術的動向や社会的背景による動向も含めてお答えをください。

次に、消防用機材や設備等についての当消防組合における取り組み実績についてお答えください。

次に、3番目に、消防用防具等ということでお聞きします。消防用防具等についての最近の動向について質問します。具体的には防護服、感染防護服、そして防護眼鏡等について、その技術的動向や社会的背景による動向も含めてお答えください。また、それらに対する当消防組合における取り組み実績についてもお答えをお願いします。

次に、4番目として、通信設備などについてお聞きします。最近の運用及び技術動向についてお答えください。

それから、消防組合における無線関係の取り組み実績についてお答えください。また、普通地方公共団体、佐倉市など市町村との連携について、J—ALERTなども含めてお答えをお願いします。

それから、警察と消防は現在別組織になっておりますが、その連携についてはどのように取り組んでいるのか、お聞きいたします。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（檀谷正彦君） 消防長。

○消防長（鈴木義信君） 消防長の鈴木義信でございます。藤崎良次議員の質問にお答えいたします。

消防業務における組織体制についてのご質問でございますが、警防要員、救助隊員、救急隊員、予防要員の活動については、市民に対してどのように理解を求めているかについてお答えいたします。

消防吏員の服装につきましては、消防庁告示であります消防吏員服制基準及び佐倉市八街市酒々井町消防組合消防吏員の服制に関する規則によりまして、警防要員は紺色とオレンジ色の活動服、救助隊員はオレンジ色の救助服、救急隊員は灰色の救急服及び予防要員は制服と定められております。これは各種消防業務におきまして指揮命令系統を効果的に確立するために定められているものでございます。当消防組合では服制の基準の広報といたしまして、ホームページのファイアーキッズコーナーで紹介いたしておりますが、今後一般市民を対象とした広報につきましても検討いたしますとともに、市民が安心感を持てる消防活動が行えるようさらに努力をしてまいります。

次に、消防用機材、設備等についてのご質問ですが、最初に最近のホース、ノズル、薬液などの動向についてお答えいたします。消防用ホースにつきましては、現在のところ65ミリ、50ミリ及び40ミリの消防用ホースが普及しておりますが、近年、中高層建物におきましての水損防止、隊員への負担軽減や機動性等を考慮いたしまして、50ミリホースの普及が進んでいる状況でございます。ノズルにつきましても、50ミリホースの普及によりまして機動性等にすぐれた新型ガンタイプノズル等の普及が進んでいる状況でございます。

薬液につきましては、圧縮空気泡消火装置を搭載しました車両の開発によりまして、より消火効率の高い薬液が開発され、徐々に普及している状況でございます。

次に、消防組合における取り組み実績についてお答えします。当消防組合におきましては、現在のところ65ミリ、50ミリ及び40ミリの各消防用ホースを保有いたしており、災害現場に応じまして使用ホースを選択いたしておりますが、主に使用いたすのは65ミリホースでございます。65ミリホースを主に使用する理由といたしましては、地域性、消防団との連携体制の確保及び大量放水が得られるここと等を考慮いたしまして主に使用いたしておりますが、将来的には水損防止及び機動性等を考慮いたしまして、より多くの50ミリホース及び新型ガンタイプノズル等の配備につきまして検討してまいります。

また、薬液につきましても、圧縮空気泡消火装置を搭載した車両とあわせての導入でありますので、今後導入した消防機関からの意見及び近隣消防本部の動向や消防団との連携等も踏まえまして検討してまいります。

次に、消防用防護具等についての質問ですが、最初に最近の防護服、感染防護服、防護眼鏡等の動向についてお答えします。簡易型防護服、陽圧式化学防護服、放射線防護服、感染防止衣、防毒マスク、防じんマスク及び防じん眼鏡等の隊員防護具につきましては、N B C災害等に対応するため消防組織には必要不可欠であり、全国の消防機関に配備されている状況でございます。

次に、消防組合における取り組み実績についてお答えします。消防組合の配備状況につきましては、平成8年に陽圧式化学防護服等を各消防署及び救助隊に配備をいたしましたほか、平成14年には防じんマスク及び防じん眼鏡を個人貸与いたしまして、活動隊員の安全管理の徹底を図っております。

次に、通信設備等についてのご質問ですが、最初に最近の運用及び技術の動向についてお答えします。消防通信は、火災、救急を初めとするあらゆる災害通報の受信、消防部隊の出動指令、現場活動における情報の収集及び伝達など警防業務遂行上極めて重要な役割を果たしております。当消防組合の施設につきましては、平成13年度の消防緊急通信指令施設の更新に伴いまして、発信地表示システムを導入、地図検索装置との連動によりまして災害地点の早期把握、覚知時間の短縮及びG P S、全地球測位システム衛星を利用いたしまして、消防車両の動態、位置を管理し、災害現場へ直近の部隊を出動させることにより、消防活動の合理的、効果的な運用が可能となりました。また、平成17年11月、携帯電話からの119番通報を直接受信できるようになり、さらに平成21年10月、通信指令システムの一部を改修いたしまして、I P、携帯電話からの位置情報が取得できるようになりましたことから、携帯電話からの119番通報も発信位置が特定できるようになりました。

次に、ひとり暮らしの高齢者や体に障害を持つ方からの緊急通報につきましても一歩進めた配慮を行い、無応答通報による対策といたしまして、消防車、救急車を同時に出動させる体制を図り、聴覚、言語障害者からの災害通報用といたしまして、E メールによります119番受信装置を整備するなど、福祉行政まで視野に入れた幅広い施策を展開しております。

次に、消防組合における無線関係の取り組み実績についてお答えいたします。消防無線は基地局と移動局から成っております。移動局はポンプ自動車、救急自動車等に装備されるものと、隊員が車両を離れて活動する際に使用する携帯無線機とがございます。現在、消防・救急無線はアナログ方式ですが、電波関係法審査基準におきまして平成28年5月までにデジタル化に移行しなければならないこととされました。このことを受け千葉県内では県域を一つのブロックといたしまして、平成25年度運用開始をめどに、消防・救急無線の広域化、共同化を進めております。また一方で当消防組合では、デジタル化の対象となっていない400メガヘルツ帯の携帯無線機につきまして、隊員間の情報の共有及び隊員の安全確保のため計画的に増設を行っております。さらに、災害現場等での個人情報保護の向上を目的といたしまして、携帯電話の増設につきましてもあわせて行っております。

次に、普通地方公共団体との連携についてお答えいたします。大規模災害、テロ災害等が発生した場合におきましては、構成市町と当消防組合が早期に情報を共有することは非常に重要なことと考えます。国から各構成市町への情報伝達手段といたしましてJ—A L E R T、全国瞬時警報システム及びE m—N e t、緊急情報ネットワークシステムの2つのシステムがございます。各構成市町におきましてはE m—N e tは既に整備済みであり、J—A L E R Tにつきましては今年度中に整備を完了するということです。

当消防組合につきましてはJ—A L E R Tの整備機関には含まれておりませんが、E m—N e tに

つきましては、今後機能の拡張によりインターネット上で情報を利用できるようになるということですので、構成市町に回線の確保について依頼を行ってまいります。また、当消防組合には構成市町の防災行政無線の端末が設置されておりますが、これにより八街市及び酒々井町で発生いたしました火災につきましては、消防団に出動をお願いする放送を行っております。さらに、2市1町SOSネットワークの一環としまして、役所が閉庁している間に佐倉警察署管内で発生した行方不明者の捜索依頼を防災行政無線で行っております。

次に、警察との連携についてお答えいたします。警察との連携につきましては、消防組織法第41条の規定によりまして、警察通信施設を使用することが可能となっております。自治体消防は発足前、警察の一部門であり、消防通信施設も警察通信指令施設の一部として整備されておりましたが、昭和23年、この法律の施行によりまして警察と消防が分離した際、消防通信指令施設が独自に整備されていなかったため、便宜上の措置といたしまして警察通信施設を使用できるものとしたものであります。現在におきましては消防事務用の通信施設といたしまして、加入電話を初め消防専用有線電話、消防専用無線電話等が整備されており、警察通信施設を使用する必要はなくなりましたが、今後とも警察との情報共有及び連携につきまして強化してまいります。

以上をもちまして答弁を終わらせていただきます。

○議長（檀谷正彦君）　藤崎良次議員。

○1番（藤崎良次君）　答弁どうもありがとうございました。

消防組織体制について少しお聞きいたします。消防の歴史を見てみると消火活動をするのが主な時期が長かったわけです。その後、救急車の普及により救急隊員の活動が非常に身近なものになって、私たちに非常に重要なものになってきています。さらに、救助隊員、救助工作車などを使って救助をする仕事も高度になって、非常に自動車事故や各工場での事故、生産現場での事故などもあって、それに対する出動が多くなっているところですが、どうも一般市民にとっては、また小学生や中学生にとって消火活動、それから救急活動に比べて、救助活動といいますか、2つに分かれるということもあると思いますので、またいろんな装備も必要ですので、なかなか具体的に把握しにくい部分もあるって、十分にその行政機関のどこの部分でその救助活動をしているのだというのを的確に把握している人は比較的他の2つに比べると少ないだろうというふうに考えられるわけです。そのために救助隊員の任務やその機能について市民がよく理解できるように、さらによく説明をしていただきたい、このように思うところです。それについて今後どういうふうに取り組んでいかれる考え方を聞きます。

それから、一般に警防業務ということを言われているわけですが、消防活動の中で警防業務というのがかなり広い範囲の言葉として使われています。しかし、この警防という言葉は、先ほどありましたように勅令によって警防団というのが戦中つくられました。そういうこともあるって戦後の民主主義の枠組みと少し異なるところがあります。また、警防の警という字は警察の警と同じ漢字を書きますので、警察と消防が法的にもしっかりと分離されて戦後民主主義の一部を形成しているということから

考えると、警防という言葉はなかなかなじみにくいという、そういう点もあるのではないかと思います。そのために警防業務ということについてはわかりやすい言葉にして説明する必要があるのではないかというふうに感じるところもあります。これに対してどんなふうに工夫していく考えでしょうか。

それから、例えば消防は消火活動、それから救急車の活動、救助、救命活動、防災、それらの予防というふうに範囲が広くて、それらの説明を一般市民に消防組合はよい説明をしているものであります、救助、救命活動の説明を、先ほども言いましたように具体的に市民がよく理解できるように、そして私たちの生活が消防の救助、救命活動という行政組織によって、かなりしっかりといつも守られているのだというのを市民が実感できるように、十分に上手に説明をしていただきたいというふうに思うところです。それについての取り組みをお聞きします。

それから、無線設備についてですが、先ほど携帯からの連絡についてもその位置機能により、その携帯電話がどこにあるということがよくわかるということですが、携帯電話のユニバーサルサービスということで料金徴収も行われているのですが、この携帯の中でユニバーサルサービスに入っていない携帯というのも中にはあるかどうか、お聞きします。

それから、警察との連携で情報共有をしていきたいということですが、一方警察と消防は分離されているわけですが、そういう意味で警察と連携するときに注意しなければいけない点、それはどのような点であると考えているか、お聞きします。

さらに、平成25年からデジタル無線が実施されるということですが、デジタル無線が実施されて、よい点もあると思いますけれども、また一部欠点もあると思います、アナログと比べてですね。そのよい点と弱点、どんな点があるか、お聞きします。

以上です。

○議長（檀谷正彦君）　総務課長。

○総務課長（今井定男君）　総務課長の今井定男でございます。藤崎議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の救助活動についてでございますが、消防の救助活動につきましては、例えば消防署見学のときに細かく説明したり、あるいは当消防組合の小学生用の冊子の中で紹介したり、あるいは地域新聞の取材を受けたり、そういう部分で啓蒙活動しております。今後さらにこの救助活動及び救助資機材の紹介などを積極的に行いまして、幅広い活動内容を市民に示すことによりまして市民がさらに安心できるように活動していきたいと、このように考えております。

2点目の警防ということでございますが、警防の警はこれ警察の警と同じでございますが、その内容につきましては、いわゆる一般的に災害に備えて警戒し防ぐという意味合いの警で警防という言葉を使っております。消防法では火災を予防し、警戒し、鎮圧しと、消防の目的が示されておりますが、消防行政は大別的に2つに区分することができ、1つ目は、いわゆる火災を予防する予防行政です。もう一つは、火災または地震等の災害による被害を軽減することを目的とした警防行政でござ

います。また、消防行政の基準となります消防庁告示の消防力の整備指針では、警防要員とは火災の警戒及び鎮圧並びに災害の発生時における人命の救助、その他の災害の業務に従事する消防吏員をいうということで、この警防要員という言葉の定義もなされております。さらに、全国の消防機関では予防行政を統括する、いわゆる予防、あるいは予防課、また警防行政を統括する警防部または警防課、こういった組織構成になっております。このように警防とはいわゆる全国的に消防行政において用いられている用語でございまして、一般市民の方にはわかりづらい点もあろうかと思いますけれども、これはいわゆる消防行政の専門用語としてご理解いただきたい、このように考えております。

3点目の答弁につきましては、1点目の答弁でご理解をお願いします。

以上でございます。

○議長（檀谷正彦君） 通信指令課長。

○通信指令課長（豊田光弘君） 通信指令課長の豊田光弘でございます。藤崎良次議員の質問についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、G P Sの運動とユニバーサルサービスについてでございますけれども、当消防組合の平成21年中の119番の受信総件数につきましては1万8,969件で、このうち携帯電話からの119番通報につきましては4,194件、全体の22.1%でございました。これは当消防組合が統計をとり出した平成18年と比較いたしますと14.8%の増となっております。一方、総務省の統計によりますと平成21年3月末における携帯電話の普及率は85.4%となっております。さらに、そのうち第3世代携帯と称されておりますG P S機能を有する携帯電話が約45%の普及率となっております。現在のところG P S機能を有する携帯電話からの119番通報の位置情報通知につきましては、電波状況がよろしければ10メートル以下の範囲で場所を容易に特定することができますが、G P Sの機能を有していない携帯電話からの通報でございますと、大変精度が落ちまして数百メーター単位から10キロメートル単位ということになりますので、そういう場合は指令官制員が聞き取りによりまして位置の特定をいたしているのが現状でございます。

次に、ユニバーサルサービスについてでございますけれども、ユニバーサルサービスに指定されている適格電気通信事業者というのは、現在日本ではN T Tの東日本とN T Tの西日本の2社であります。負担金の拠出を行う負担事業者につきましては、当消防組合が携帯電話から直接119番を受信している携帯利用者のうち、N T Tドコモ、K D D I、ソフトバンクモバイル、3事業者につきましては負担事業者としての確認をとっておりますが、もう1社ございますイーモバイルにつきましては把握はしておりません。

続きまして、デジタル無線のよい点と弱点はどんな点があるかというご質問でございますが、デジタル無線のよい点、メリットにつきましては、消防救急活動等におきまして住民の方の情報等の伝送を行う際に秘匿性を向上させるという通信になりますので、個人情報の保護の強化が大変図られるということになっております。また、消防車、救急車からの水利情報などの各種データの送信も可能と

なります。さらに、消防救急分野に割り当てられている無線の周波数がかなり不足しております中で、デジタル化によりまして割り当ても無線の周波数の増加が可能となります。あとデジタル無線の弱点ということでございますが、デメリットということでございますが、従来のアナログ方式の無線機器も今後デジタル無線方式の無線機器に全面的に更新するということが必要になりますので、多額な経費がこれからかかるてくるということが弱点というか悪い点だと認識しております。また、このデジタル無線に切りかわるとき、当初におきましてデジタル無線が通話距離が短くなるのではないかということで、かなりの基地局が必要ではないかというようなことも言われておりましたが、消防救急無線の広域化、共同化に伴いまして、電波伝搬調査をした結果、そういった心配がほとんどないというような結果も出ております。

以上でございます。

○議長（檀谷正彦君） 総務課長。

○総務課長（今井定男君） 総務課長の今井定男でございます。先ほどの藤崎議員のいわゆる警察との連携という関係について答弁させていただきます。

消防と警察はその業務のそのものは分かれていますが、その目的は1つ、社会の公共の安全ということでございますので、これは常に親密なる連携強化が必要になるというふうに考えております。具体的には最も大切である災害情報の共有化がございます。これにつきましては当消防組合で申し上げれば佐倉警察署との専用回線、いわゆる直通電話による専用回線の設置によりまして情報の共有化を図っております。また、災害現場における連携、あるいは確実な任務の遂行等についても、現在のところ佐倉警察署については図られていると考えております。また、その他、火災原因の究明等については、これは佐倉警察署と本消防組合ともに連携を図って原因究明を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（檀谷正彦君） 藤崎議員。

○1番（藤崎良次君） 1番、藤崎です。答弁どうもありがとうございました。通信のところですが、特に携帯のユニバーサルサービスについてなのですが、イーモバイルについては負担事業者であるかどうかということを把握できていないということですが、それは積極的にこちらから把握する、もしくは国の消防庁などから、それについては指導とか情報提供とか、そういう点で何か言っているのでしょうか。要するにユニバーサルサービスができたほうが当然いいわけですけれども、これはイーモバイルの携帯を持っている人の自己責任という面もあるのかもしれません、しかしながらその持っている人だけではなくて、その周囲にいる人が何か事故に遭った場合なども連絡ができたほうがいいわけで、また住民の要請も多いと思いますので、それについてイーモバイルについては確認できていないということなのですが、確認をして、それで今イーモバイルに対してどういうような要請などがされているかどうか、その点わかつたら答弁をお願いします。

それから、デジタル通信についてですが、デジタル化されることは暗号化されたり、いろんな使い道が非常に多いと思います。それから高周波数になると思いますので、低周波数ですと波が大きいですから小さい山などをさっと乗り越えたり、建物を乗り越えて通信できるわけですが、高周波になると反射したり直進性が強くなると思いますので、乗り越える山は非常に小さい山しか乗り越えられないような、そういう特徴がありますので、その辺については弱点として一般的に言われていると思いますが、それらについての対策とか認識はどうしていらっしゃるのか、お聞きします。

○議長（檀谷正彦君） 通信指令課長。

○通信指令課長（豊田光弘君） 通信指令課長の豊田でございます。藤崎議員のユニバーサルサービスのご質問についてお答えいたします。

携帯事業者につきましてはこのユニバーサルサービスに加入負担事業者というのですか、そういうものに参加していないとしても、119番通報自体はすべて私どもが受け付けております。あくまでも電子通信の均衡化を図るためのユニバーサルサービスでございますので、要は地域とか、そういったものに関しまして不利益があつてはいけないというシステムというふうに認識しておりますので、発信するほうの携帯については119番を回せばすべて受信できるというふうに私どもは把握いたしております。

それと次の質問のデジタル無線の、要は高周波になるという問題でございますが、おっしゃるとおりデジタル無線につきましては障害物に大変弱いというような性質があるということでございますが、今後各メーカーの自助努力によりまして、例えばダイバーシティアンテナを使うとか、そういった方法について、その辺の問題を解消できるように今後要望していきたいと考えております。

以上でございます。

（「周波数が上がることによって」と呼ぶ者あり）

○通信指令課長（豊田光弘君） 周波数が上がる関係でございますが、周波数につきましては、現在アナログ波、150メガヘルツ帯を使用しておりますが、デジタルになりますと260メガヘルツ帯を使用するようになります。それで何が違うかということでございますけれども、例えば100メガヘルツ帯を例にとりますと、アナログ無線はこの100メガヘルツ幅に対して12.5キロヘルツの幅が必要になります。デジタルの場合はその約半分の6.25でございますので、その分のあきが出るので、要は余計に周波数を確保できるというふうに把握しております。

以上でございます。

○議長（檀谷正彦君） これにて藤崎良次君の一般質問を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長（檀谷正彦君） 以上をもちまして、平成22年7月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会を開会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 3 時 30 分)